

改正案	現 行
<p>別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 陸上関係</p> <p>1 電気通信業務用</p> <p>(1)～(15)（略）</p> <p>(16) 携帯無線通信を行う無線局等</p> <p>ア 用語の意義</p> <p>本項(16)において使用する用語の意義は次のとおりとする。</p> <p>(ア)～(ク)（略）</p> <p>(フ) 「XGP方式」 <u>設備規則第49条の6の7第1項第1号イに規定する通信方式をいう。</u></p> <p>(ツ) 「625k-MC方式」 <u>設備規則第49条の6の8第1項第1号イに規定する通信方式をいう。</u></p> <p>(テ) 「LTE方式」 <u>設備規則第49条の6の9第1項第1号イに規定する通信方式をいう。</u></p> <p>(ト) 「LTE-TDD方式」 <u>設備規則第49条の6の10第1項第1号イに規定する通信方式をいう。</u></p> <p>(ナ) 「UMB方式」 <u>設備規則第49条の6の11第1項第1号イに規定する通信方式をいう。</u></p> <p>(ニ) 「モバイルWiMAX方式」 <u>設備規則第49条の6の12第1項第1号イ(1)に規定する通信方式をいう。</u></p> <p>(X) 「UMB-TDD方式」 <u>設備規則第49条の6の12第1項第1号イ(2)に規定する通信方式をいう。</u></p> <p>(ネ)～(ハ)（略）</p> <p>イ・ウ（略）</p> <p>エ 通信の相手方</p> <p>(ア) 基地局にあっては次のいずれかであること。 A～C（略）</p> <p>(イ) 陸上移動局にあっては次のいずれかであること。 A・B（略）</p> <p>(ウ) 陸上移動中継局にあっては次のいずれかであること。なお、周波数変換型陸上移動中継局については、通信の相手方の基地局及び陸上移動中継局が具体的に記</p>	<p>別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 陸上関係</p> <p>1 電気通信業務用</p> <p>(1)～(15)（略）</p> <p>(16) 携帯無線通信を行う無線局等</p> <p>ア 用語の意義</p> <p>本項(16)において使用する用語の意義は次のとおりとする。</p> <p>(ア)～(ク)（略）</p> <p>(フ)～(テ)（略）</p> <p>イ・ウ（略）</p> <p>エ 通信の相手方</p> <p>(ア) <u>業務用無線局の</u>基地局にあっては次のいずれかであること。 A～C（略）</p> <p>(イ) <u>業務用無線局の</u>陸上移動局にあっては次のいずれかであること。 A・B（略）</p> <p>(ウ) <u>業務用無線局の</u>陸上移動中継局にあっては次のいずれかであること。なお、周波数変換型陸上移動中継局については、通信の相手方の基地局及び陸上移動中継</p>

入されていること。

A～F（略）

オ（略）

カ 無線設備の設置場所等

(ア) 基地局及び陸上移動中継局の設置場所

A・B（略）

C 主たる無線回線制御局を基地局の制御所としてとらえ、当該基地局の無線局事項書の「無線設備の設置場所又は移動範囲」の欄に局名及び設置場所が記載されていること。

D（略）

(イ)・(ウ)（略）

キ（略）

ク 工事設計書等

(ア) 基地局及び陸上移動中継局（機能試験用無線局を含む。）の無線設備の工事設計書

A 実効輻射電力が200W以下（CDMA方式、DS-CDMA方式、MC-CDMA方式、CDMA高速データ携帯無線通信方式、TD-CDMA方式、TD-SCDMA方式、XGP方式、625k-MC方式、モバイルWiMAX方式又はUMB-TDD方式のものにあっては6,000W以下、LTE方式、LTE-TDD方式又はUMB方式のものにあっては5MHzの帯域幅当たり6,000W以下）となるものであること。

B（略）

(イ)（略）

(ウ) 基地局及び陸上移動中継局のチャンネル数（PDC方式にあっては、所要チャンネル数に見合うチャンネル数とする。）は、おおむね次により求められたものを標準とし、その範囲内であることを確認する。ただし、周波数変換型陸上移動中継局のチャンネル数については、PDC方式にあっては10波に相当するチャンネル数を超えないものとする。

A 通話用

局が具体的に記入されていること。

A～F（略）

(I) 機能試験用無線局の基地局にあっては「免許人所属の陸上移動局」であること。

(O) 機能試験用無線局の陸上移動局にあっては「免許人所属の基地局又は陸上移動局」であること。

(カ) 機能試験用無線局の陸上移動中継局にあっては「免許人所属の陸上移動局」であること。

オ（略）

カ 無線設備の設置場所等

(ア) 基地局及び陸上移動中継局の設置場所

A・B（略）

C 無線回線制御局は、基地局の制御所としてとらえ、当該基地局の無線局事項書の「無線設備の設置場所又は移動範囲」の欄に局名及び設置場所が記載されていること。

D（略）

(イ)・(ウ)（略）

キ（略）

ク 工事設計書等

(ア) 基地局及び陸上移動中継局（機能試験用無線局を含む。）の無線設備の工事設計書

A 実効輻射電力が200W以下（CDMA方式、DS-CDMA方式、MC-CDMA方式、CDMA高速データ携帯無線通信方式、TD-CDMA方式及びTD-SCDMA方式のものにあっては、6,000W以下）となるものであること。

B（略）

(イ)（略）

(ウ) 基地局及び陸上移動中継局のチャンネル数（PDC方式にあっては、所要チャンネル数に見合うチャンネル数とする。）は、おおむね次により求められたものを標準とし、その範囲内であることを確認する。ただし、周波数変換型陸上移動中継局チャンネル数については、PDC方式にあっては10波に相当するチャンネル数を超えないものとする。

A 通話用

陸上移動局1局当たりの最繁時の呼量を0.015アーラン(XGP方式、6.25k-MC方式、LTE方式、LTE-TDD方式、UMB方式、モバイルWiMAX方式又はUMB-TDD方式のものにあっては、0.020アーラン)とし、最繁時において当該無線局の無線ゾーン内に存在すると推定される陸上移動局数を乗じたものを(16)-1から求めるものとする。ただし、無線ゾーン外から流入する陸上移動局の動態等を勘案の上、算出したチャンネル数が4チャンネル以下である場合には最大5チャンネルまでとすることができるものとする。

B (略)

(I)~(ケ) (略)

ケ 周波数の指定

周波数の指定については、別表1に基づき、次のとおり指定する。

なお、その他の干渉等の理由により、使用できない周波数帯がある場合は、当該周波数帯を除いたものであること。

(ア) 基地局

A~D (略)

E 1.5GHz帯DS-CDMA方式のもの

1478.4MHzから1508.4MHzまでの100kHz間隔の301波

F 1.5GHz帯MC-CDMA方式及び1.5GHz帯CDMA高速データ携帯無線通信方式のもの

1476.65MHzから1510.15MHzまでの50kHz間隔の671波

G 1.7GHz帯DS-CDMA方式のもの

1847.4MHzから1877.4MHzまでの100kHz間隔の301波

H 1.7GHz帯MC-CDMA方式及び1.7GHz帯CDMA高速データ携帯無線通信方式のもの

1845.65MHzから1879.15MHzまでの50kHz間隔の671波

I・J (略)

K 800MHz帯LTE方式のもの

チャンネル間隔が、5MHzのものにあっては862.5MHzから887.5MHzまでの100kHz間隔の251波、10MHzのものにあっては865MHzから885MHzまでの100kHz間隔の201波、15MHzのものにあっては867.5MHzから882.5MHzまでの100kHz間隔の151波

L 800MHz帯UMB方式のもの

チャンネル間隔が、5MHzのものにあっては862.5MHzから887.5MHzまでの30kHz間隔の834波、10MHzのものにあっては865MHzから885MHzまでの30kHz間隔の

陸上移動局1局当たりの最繁時の呼量を0.015アーランとし、最繁時において当該無線局の無線ゾーン内に存在すると推定される陸上移動局数を乗じたものを(16)-1から求めるものとする。ただし、無線ゾーン外から流入する陸上移動局の動態等を勘案の上、算出したチャンネル数が4チャンネル以下である場合には最大5チャンネルまでとすることができるものとする。

B (略)

(I)~(ケ) (略)

ケ 周波数の指定

周波数の指定については、別表1に基づき、次のとおり指定する。

なお、その他の干渉等の理由により、使用できない周波数帯がある場合は、当該周波数帯を除いたものであること。

(ア) 基地局

A~D (略)

E・F (略)

G 特定基地局の開設に関するもの

認定計画に記載されている電波の周波数であること。

667 波

M 1.5GHz 帯 L T E 方式のもの

チャンネル間隔が、5MHz のものにあつては 1478.4MHz から 1508.4MHz までの 100kHz 間隔の 301 波、10MHz のものにあつては 1480.9MHz から 1505.9MHz までの 100kHz 間隔の 251 波、15MHz のものにあつては 1483.4MHz から 1503.4MHz までの 100kHz 間隔の 201 波、20MHz のものにあつては 1485.9MHz から 1500.9MHz までの 100kHz 間隔の 151 波

N 1.5GHz 帯 U M B 方式のもの

チャンネル間隔が、5MHz のものにあつては 1478.4MHz から 1508.4MHz までの 50kHz 間隔の 601 波、10MHz のものにあつては 1480.9MHz から 1505.9MHz までの 50kHz 間隔の 501 波、20MHz のものにあつては 1485.9MHz から 1500.9MHz までの 50kHz 間隔の 301 波

O 1.7GHz 帯 L T E 方式のもの

チャンネル間隔が、5MHz のものにあつては 1847.4MHz から 1877.4MHz までの 100kHz 間隔の 301 波、10MHz のものにあつては 1849.9MHz から 1874.9MHz までの 100kHz 間隔の 251 波、15MHz のものにあつては 1852.4MHz から 1872.4MHz までの 100kHz 間隔の 201 波、20MHz のものにあつては 1854.9MHz から 1869.9MHz までの 100kHz 間隔の 151 波

P 1.7GHz 帯 U M B 方式のもの

チャンネル間隔が、5MHz のものにあつては 1847.4MHz から 1877.4MHz までの 50kHz 間隔の 601 波、10MHz のものにあつては 1849.9MHz から 1874.9MHz までの 50kHz 間隔の 501 波、20MHz のものにあつては 1854.9MHz から 1869.9MHz までの 50kHz 間隔の 301 波

Q 2GHz 帯 L T E 方式のもの

チャンネル間隔が、5MHz のものにあつては 2112.5MHz から 2167.5MHz までの 100kHz 間隔の 551 波、10MHz のものにあつては 2115MHz から 2165MHz までの 100kHz 間隔の 501 波、15MHz のものにあつては 2117.5MHz から 2162.5MHz までの 100kHz 間隔の 451 波、20MHz のものにあつては 2120MHz から 2160MHz までの 100kHz 間隔の 401 波

R 2GHz 帯 U M B 方式のもの

チャンネル間隔が、5MHz のものにあつては 2112.5MHz から 2167.5MHz までの 50kHz 間隔の 1101 波、10MHz のものにあつては 2115MHz から 2165MHz までの 50kHz 間隔の 1001 波、20MHz のものにあつては 2120MHz から 2160MHz までの 50kHz 間隔の 801 波

S TD - CDMA方式のもの

チャンネル間隔が、5MHzのものにあつては2012.6MHzから2022.4MHzまでの200kHz間隔の50波、10MHzのものにあつては2015MHzから2020MHzまでの200kHz間隔の26波

T TD - SC-DMA方式のもの

2010.8MHzから2024.2MHzまでの200kHz間隔の68波

U XGP方式のもの

チャンネル間隔が、5MHzのものにあつては2012.5MHzから2022.5MHzまでの100kHz間隔の101波、10MHzのものにあつては2015MHzから2020MHzまでの100kHz間隔の周波数51波

V 625k - MC方式のもの

2010.3125MHzから2024.6875MHzまでの125kHz間隔の116波

W LTE - TDD方式のもの

チャンネル間隔が、5MHzのものにあつては2012.5MHzから2022.5MHzまでの100kHz間隔の101波、10MHzのものにあつては2015MHzから2020MHzまでの100kHz間隔の51波、15MHzのものにあつては2017.5MHzの1波

X モバイルWiMAX方式のもの

チャンネル間隔が、5MHzのものにあつては2012.5MHzから2022.5MHzまでの250kHz間隔の41波、10MHzのものにあつては2015MHzから2020MHzまでの250kHz間隔の21波

Y UMB - TDD方式のもの

チャンネル間隔が、1.25MHzのものにあつては2010.65MHzから2024.35MHzまでの50kHz間隔の275波、2.5MHzのものにあつては2011.25MHzから2023.75MHzまでの50kHz間隔の251波、5MHzのものにあつては2012.5MHzから2022.5MHzまでの50kHz間隔の201波、10MHzのものにあつては2015MHzから2020MHzまでの50kHz間隔の101波

(イ) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）

A～D（略）

E 1.5GHz帯DS-SS-CDMA方式のもの

1430.4MHzから1460.4MHzまでの100kHz間隔の301波

F 1.5GHz帯MC-SS-CDMA方式及び1.5GHz帯SS-SS-CDMA高速データ携帯無線通信方式のもの

1428.65MHzから1462.15MHzまでの50kHz間隔の671波

G 1.7GHz帯DS-SS-CDMA方式のもの

(イ) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）

A～D（略）

1752.4MHz から 1782.4MHz までの 100kHz 間隔の 301 波

H 1.7GHz 帯 MC - CDMA 方式及び 1.7GHz 帯 CDMA 高速データ携帯無線通信方式のもの

1750.65MHz から 1784.15MHz までの 50kHz 間隔の 671 波

I・J (略)

K 800MHz 帯 LTE 方式のもの

チャンネル間隔が、5 MHz のものにあつては 817.5MHz から 842.5MHz までの 100kHz 間隔の 251 波、10MHz のものにあつては 820MHz から 840MHz までの 100kHz 間隔の 201 波、15MHz のものにあつては 822.5MHz から 837.5MHz までの 100kHz 間隔の 151 波

L 800MHz 帯 UMB 方式のもの

チャンネル間隔が、5 MHz のものにあつては 817.5MHz から 842.5MHz までの 100kHz 間隔の 251 波、10MHz のものにあつては 820MHz から 840MHz までの 100kHz 間隔の 201 波

M 1.5GHz 帯 LTE 方式のもの

チャンネル間隔が、5 MHz のものにあつては 1430.4MHz から 1460.4MHz までの 100kHz 間隔の 301 波、10MHz のものにあつては 1432.9MHz から 1457.9MHz までの 100kHz 間隔の 251 波、15MHz のものにあつては 1435.4MHz から 1455.4MHz までの 100kHz 間隔の 201 波、20MHz のものにあつては 1437.9MHz から 1452.9MHz までの 100kHz 間隔の 151 波

N 1.5GHz 帯 UMB 方式のもの

チャンネル間隔が、5 MHz のものにあつては 1430.4MHz から 1460.4MHz までの 50kHz 間隔の 601 波、10MHz のものにあつては 1432.9MHz から 1457.9MHz までの 50kHz 間隔の 501 波、20MHz のものにあつては 1437.9MHz から 1452.9MHz までの 50kHz 間隔の 301 波

O 1.7GHz 帯 LTE 方式のもの

チャンネル間隔が、5 MHz のものにあつては 1752.4MHz から 1782.4MHz までの 100kHz 間隔の 301 波、10MHz のものにあつては 1754.9MHz から 1779.9MHz までの 100kHz 間隔の 251 波、15MHz のものにあつては 1757.4MHz から 1777.4MHz までの 100kHz 間隔の 201 波、20MHz のものにあつては 1759.9MHz から 1774.9MHz までの 100kHz 間隔の 151 波

P 1.7GHz 帯 UMB 方式のもの

チャンネル間隔が、5 MHz のものにあつては 1752.4MHz から 1782.4MHz までの 50kHz 間隔の 601 波、10MHz のものにあつては 1754.9MHz から 1779.9MHz までの

E・F (略)

G 特定基地局の通信の相手方として開設するもの

1.5GHz 帯 PDC 方式のものにあつては認定計画に記載されている電波の周波数より 48MHz 低いもの、1.7GHz 帯 DS - CDMA 方式、CDMA 方式及び CDMA 高速データ携帯無線通信方式のものにあつては認定計画に記載されている電波の周波数より 95MHz 低いもの、TD - CDMA 方式及び TD - SC-DMA 方式のものにあつては認定計画に記載されている電波の周波数であること。

50kHz 間隔の 501 波、20MHz のものにあっては 1759.9MHz から 1774.9MHz までの
50kHz 間隔の 301 波

Q 2GHz 帯 L T E 方式のもの

チャンネル間隔が、5 MHz のものにあっては 1922.5MHz から 1977.5MHz までの
100kHz 間隔の 551 波、10MHz のものにあっては 1925MHz から 1975MHz までの
100kHz 間隔の 501 波、15MHz のものにあっては 1927.5MHz から 1972.5MHz までの
100kHz 間隔の 451 波、20MHz のものにあっては 1930MHz から 1970MHz までの
100kHz 間隔の 401 波

R 2GHz 帯 U M B 方式のもの

チャンネル間隔が、5 MHz のものにあっては 1922.5MHz から 1977.5MHz までの
100kHz 間隔の 551 波、10MHz のものにあっては 1925MHz から 1975MHz までの
100kHz 間隔の 501 波、20MHz のものにあっては 1930MHz から 1970MHz までの
100kHz 間隔の 401 波

S T D - C D M A 方式のもの

チャンネル間隔が、5 MHz のものにあっては 2012.6MHz から 2022.4MHz までの
200kHz 間隔の 50 波、10MHz のものにあっては 2015MHz から 2020MHz までの
200kHz 間隔の 26 波

T T D - S C D M A 方式のもの

2010.8MHz から 2024.2MHz までの 200kHz 間隔の 68 波

U X G P 方式のもの

チャンネル間隔が、5 MHz のものにあっては 2012.5MHz から 2022.5MHz までの
100kHz 間隔の 101 波、10MHz のものにあっては 2015MHz から 2020MHz までの
100kHz 間隔の 51 波

V 6 2 5 k - M C 方式のもの

2010.3125MHz から 2024.6875MHz までの 125kHz 間隔の 116 波

W L T E - T D D 方式のもの

チャンネル間隔が、5 MHz のものにあっては 2012.5MHz から 2022.5MHz までの
100kHz 間隔の 101 波、10MHz のものにあっては 2015MHz から 2020MHz までの
100kHz 間隔の 51 波、15MHz のものにあっては 2017.5MHz の 1 波

X モバイル W i M A X 方式のもの

チャンネル間隔が、5 MHz のものにあっては 2012.5MHz から 2022.5MHz までの
250kHz 間隔の 41 波、10MHz のものにあっては 2015MHz から 2020MHz までの
250kHz 間隔の 21 波

Y U M B - T D D 方式のもの

チャンネル間隔が、1.25MHzのものにあつては2010.65MHzから2024.35MHzまでの50kHz間隔の275波、2.5MHzのものにあつては2011.25MHzから2023.75MHzまでの50kHz間隔の251波、5MHzのものにあつては2012.5MHzから2022.5MHzまでの50kHz間隔の201波、10MHzのものにあつては2015MHzから2020MHzまでの50kHz間隔の101波

(ウ)・(イ) (略)

(オ) 基地局及び陸上移動中継局のうち同一周波数の電波を使用する他の電気通信事業者の業務区域(予定地域を含む。以下同じ。)に隣接する地域に設置する基地局及び陸上移動中継局に指定するチャンネル数(PDC方式にあつては、所要チャンネル数に見合うチャンネル数とする。)は、おおむね次により求められたものを標準とする。ただし、DS-CDMA方式、MC-CDMA方式、CDMA高速データ携帯無線通信方式、XGP方式、625k-MC方式、LTE方式、LTE-TDD方式、UMB方式、モバイルWiMAX方式又はUMB-TDD方式の無線局については、適用しない。

A・B (略)

(カ)・(キ) (略)

コ 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおりであること。

(ア) 基地局 1波当たりの空中線電力(625k-MC方式のもの(隣接する1を超え16以下の搬送波により構成されるものに限る。)にあつては、当該搬送波の空中線電力の総和の値)を指定する。ただし、送信ダイバーシチ、空間分割多重方式又は空間多重方式を用いる無線設備(DS-CDMA方式、LTE方式、LTE-TDD方式又はUMB方式の無線局の無線設備であつて、送信ダイバーシチ又は空間多重方式を用いるものを除く。)であつて、複数の増幅部を有し、これらが一体となって機能する場合は、次のとおり指定する。

A 全ての増幅部が常に動作するものにあつては、各々の増幅部の定格出力の総和の値(各々の増幅部の出力の総和を一定以下に制御する機能を有する場合には、当該機能により使用することができる空中線電力の最大の値)を指定する。

B 実装されている増幅部のうち、一部の増幅部が動作するものにあつては、当該増幅部の定格出力の総和の値とする。なお、動作する増幅部の組合せが複数ある場合は、当該組合せによる定格出力のうち、最大の値を指定する。

(イ)・(ウ) (略)

サ 回線品質

(ウ)・(イ) (略)

(オ) 基地局及び陸上移動中継局のうち同一周波数の電波を使用する他の電気通信事業者の業務区域(予定地域を含む。以下同じ。)に隣接する地域に設置する基地局及び陸上移動中継局に指定するチャンネル数(PDC方式にあつては、所要チャンネル数に見合うチャンネル数とする。)は、おおむね次により求められたものを標準とする。ただし、DS-CDMA方式、MC-CDMA方式及びCDMA高速データ携帯無線通信方式の無線局については、適用しない。

A・B (略)

(カ)・(キ) (略)

コ 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおりであること。

(ア) 基地局 1波当たりの空中線電力を指定する。

(イ)・(ウ) (略)

サ 回線品質

(ア)～(イ) (略)

(オ) CDMA高速データ携帯無線通信方式、TD-CDMA方式、TD-SCDMA方式、XGP方式、625k-MC方式、LTE方式、LTE-TDD方式、UMB方式、モバイルWiMAX方式又はUMB-TDD方式のもの

基地局及び陸上移動中継局からのパケットエラーレートは、当該無線ゾーン内の90%以上において3%以下であること。

シ 他システムとの共用

(ア) 他の無線局に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な対策(隣接する周波数帯を使用する他の無線局に係るものにあつては、当該他の無線局の免許人との調整を含む。)を講ずるものであること。

(イ) TD-CDMA方式、TD-SCDMA方式、XGP方式、625k-MC方式、LTE-TDD方式、モバイルWiMAX方式又はUMB-TDD方式のものにあつては、人工衛星局(非静止)に対して、干渉波電力の総和が-200dBW/kHzを超えないようにネットワークの構築及び運用を行うものであること。

ス (略)

別表(16)-1 (略)

別表(16)-2 (略)

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1) 携帯無線通信を行う特定無線局

携帯無線通信を行う特定無線局の審査は、第2の1の(16)に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア 用語の意義

本項(1)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(ア)～(イ) (略)

(オ) 「DS-CDMA方式」

設備規則第49条の6の4第1項第1号イに規定する通信方式又は設備規則第49条の6の5第1項第1号イに規定する通信方式であつて、拡散符速度が3.84Mcpsのものをいう。

(カ) 「MC-CDMA方式」

設備規則第49条の6の4第1項第1号イに規定する通信方式であつて、拡散符速度が一の搬送波当たり1.2288Mcps又は3.6864Mcpsのものをいう。

(キ) 「CDMA高速データ携帯無線通信方式」

(ア)～(イ) (略)

(オ) CDMA高速データ携帯無線通信方式のもの

基地局及び陸上移動中継局からのパケットエラーレートは、当該無線ゾーン内の90%以上において3%以下であること。

シ 他システムとの共用

(ア) 他の無線局に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な対策を講ずるものであること。

(イ) TD-CDMA方式又はTD-SCDMA方式については、人工衛星局(非静止)に対して、干渉波電力の総和が-200dBW/kHzを超えないようにネットワークの構築及び運用を行うものであること。

ス (略)

別表(16)-1 (略)

別表(16)-2 (略)

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1) 携帯無線通信を行う特定無線局

携帯無線通信を行う特定無線局の審査は、第2の1の(16)に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア 用語の意義

本項(1)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(ア)～(イ) (略)

設備規則第49条の6の5第1項第1号イに規定する通信方式であって、拡散符号速度が1.2288Mcpsのものをいう。

(ク) 「TD-CDMA方式」

設備規則第49条の6の6第1項第1号イに規定する通信方式であって、拡散符号速度が3.84Mcps又は7.68Mcpsのものをいう。

(ケ) 「TD-SCDMA方式」

設備規則第49条の6の6第1項第1号イに規定する通信方式であって、拡散符号速度が1.28Mcpsのものをいう。

(コ) 「XGP方式」

設備規則第49条の6の7第1項第1号イに規定する通信方式をいう。

(サ) 「625k-MC方式」

設備規則第49条の6の8第1項第1号イに規定する通信方式をいう。

(シ) 「LTE方式」

設備規則第49条の6の9第1項第1号イに規定する通信方式をいう。

(ス) 「LTE-TDD方式」

設備規則第49条の6の10第1項第1号イに規定する通信方式をいう。

(セ) 「UMB方式」

設備規則第49条の6の11第1項第1号イに規定する通信方式をいう。

(ソ) 「モバイルWiMAX方式」

設備規則第49条の6の12第1項第1号イ(1)に規定する通信方式をいう。

(タ) 「UMB-TDD方式」

設備規則第49条の6の12第1項第1号イ(2)に規定する通信方式をいう。

(フ) 「収容可能無線局数」は、次に定める値とする。

A 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)

特定無線設備の種別ごとの免許の有効期間中における業務区域内の通話チャンネル数の合計(免許を受けようとする電気通信事業者が業務区域内に開設することとなるすべての基地局及び陸上移動中継局が有する通話チャンネル数の総和(PDC方式にあっては、業務区域内における同方式のフルレート方式及びハーフレート方式の稼働比率に基づき、当該電気通信事業者が算出したもの。)をいう。)を陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)1局当たりの最繁忙時呼量0.015アーランにより除した値をいう。ただし、DS-CDMA方式又はMC-CDMA方式にあっては通話チャンネル数の合計(当該電気通信事業者が業務区域内に開設することとなるDS-CDMA方式又はMC-CDMA方式のすべての基地局及び陸上移動中継局が有する通話チャンネル数又は通話チャンネル数を

(オ) 「収容可能無線局数」は、次に定める値とする。

A 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)

特定無線設備の種別ごとの免許の有効期間中における業務区域内の通話チャンネル数の合計(免許を受けようとする電気通信事業者が業務区域内に開設することとなるすべての基地局及び陸上移動中継局が有する通話チャンネル数の総和(PDC方式にあっては、業務区域内における同方式のフルレート方式及びハーフレート方式の稼働比率に基づき、当該電気通信事業者が算出したもの。)をいう。)を陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)1局当たりの最繁忙時呼量0.015アーランにより除した値をいう。ただし、DS-CDMA方式及びMC-CDMA方式にあっては通話チャンネル数の合計(当該電気通信事業者が業務区域内に開設することとなるDS-CDMA方式及びMC-CDMA方式のすべての基地局及び陸上移動中継局が有する通話チャンネル数又は通

音声通信用チャンネル(16kbps)数に換算した通話チャンネル数の総和をいう。)の予測値を陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)1局当たりの最繁忙時呼量0.020アーランで除した値、CDMA高速データ携帯無線通信方式にあっては通話チャンネル数又は通信チャンネル数の合計(当該電気通信事業者が業務区域内に開設することとなるCDMA高速データ携帯無線通信方式のすべての基地局及び陸上移動中継局が有する通話チャンネル数又は通話チャンネル数の総和をいう。)の予測値を陸上移動中継局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)1局当たりの最繁忙時呼量0.020アーランで除した値、TD-CDMA方式又はTD-SCDMA方式にあっては通信チャンネル数の合計(当該電気通信事業者が業務区域内に開設することとなるTD-CDMA方式又はTD-SCDMA方式のすべての基地局及び陸上移動中継局が有する通信チャンネルの総和をいう。)の予測値を陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)1局当たりの最繁忙時呼量0.020アーランで除した値、XGP方式、625k-MC方式、LTE-TDD方式、モバイルWiMAX方式又はUMB-TDD方式にあっては通信チャンネル数の合計(当該電気通信事業者が業務区域内に開設することとなるXGP方式、625k-MC方式、LTE-TDD方式、モバイルWiMAX方式又はUMB-TDD方式のすべての基地局及び陸上移動中継局が有する通信チャンネル数を32kbpsに換算した通信チャンネル数の総和をいう。)の予測値を陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)1局当たりの最繁忙時呼量0.020アーランで除した値、LTE方式又はUMB方式にあっては通信チャンネル数の合計(当該電気通信事業者が業務区域内に開設することとなるLTE方式又はUMB方式のすべての基地局及び陸上移動中継局が有する通信チャンネル数を64kbpsに換算した通信チャンネル数の総和をいう。)の予測値を陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)1局当たりの最繁忙時呼量0.020アーランで除した値をいう。

B (略)

イ〜ク (略)

ケ 工事設計

(ア) 無線設備の規格

設備規則第49条の6の2、第49条の6の3、第49条の6の4、第49条の6の5、第49条の6の6、第49条の6の7、第49条の6の8、第49条の6の9、第49条の6の10、第49条の6の11又は第49条の6の12の規定に適合する無線設備であって、施行規則第15条の3に掲げる規格のいずれかに該当するものであること。

話チャンネル数を音声通信用チャンネル(16kbps)数に換算した通話チャンネル数の総和をいう。)の予測値を陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)1局当たりの最繁忙時呼量0.020アーランで除した値、CDMA高速データ携帯無線通信方式にあっては通話チャンネル数又は通信チャンネル数の合計(当該電気通信事業者が業務区域内に開設することとなるCDMA高速データ携帯無線通信方式のすべての基地局及び陸上移動中継局が有する通話チャンネル数又は通話チャンネル数の総和をいう。)の予測値を陸上移動中継局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)1局当たりの最繁忙時呼量0.020アーランで除した値、TD-CDMA方式にあっては通信チャンネル数の合計(当該電気通信事業者が業務区域内に開設することとなるTD-CDMA方式のすべての基地局及び陸上移動中継局が有する通信チャンネルの総和をいう。)の予測値を陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)1局当たりの最繁忙時呼量0.020アーランで除した値をいう。

B (略)

イ〜ク (略)

ケ 工事設計

(ア) 無線設備の規格

設備規則第49条の6の2、第49条の6の3、第49条の6の4、第49条の6の5及び第49条の6の6の規定に適合する無線設備であって、施行規則第15条の3に掲げる規格のいずれかに該当するものであること。

(1)・(ウ) (略)
(2)~(15) (略)
2・3 (略)

(1)・(ウ) (略)
(2)~(15) (略)
2・3 (略)